

新宿区広告掲載ガイドライン

平成 26 年 4 月 1 日
26 新 総 合 行 第 8 号
新 宿 区 長 決 定

(趣 旨)

第 1 条 このガイドラインは、新宿区における広告掲載の原則及び基準を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 区が保有する不動産、物品等及び公式ホームページ（新宿区ホームページ運営要領（平成 13 年 3 月 29 日 13 新企広第 651 号）第 1 条に規定する公式ホームページをいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に区以外のものによる広告を掲載することをいう。
- (3) 部長等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、中央図書館、選挙管理委員会事務局及び監査事務局の長（会計室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育委員会事務局次長）をいう。

(広告掲載の原則)

第 3 条 部長等は、次条から第 8 条までに定める基準及び関係法令に従い、並びに広告掲載をする広告が区民に与える影響、社会通念、社会経済状況等を十分に考慮し、広告掲載をしなければならない。

2 部長等は、広告掲載をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 掲載する目的
- (2) 掲載する広告媒体
- (3) 掲載する基準
- (4) 掲載の募集及び申込みの方法
- (5) 掲載の審査の方法
- (6) 掲載料の額、減額又は免除の基準、納付方法、返還その他掲載料に関すること。
- (7) 掲載の取消しの要件、方法等
- (8) 掲載しようとするものによる苦情の処理、損害賠償その他の責務
- (9) その他必要と認める事項

3 広告掲載の申込みをするものは、広告及び広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の申込みをすることができるものに関する基準)

第 4 条 広告掲載の申込みをすることができるもの（そのものが広告代理店であるときは、広告主を含む。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続を受けているもの
- (2) 反社会的な問題（法律・規範など社会のルールを侵して他人や社会に迷惑や損害を与えることをいう。）を起こし、申込みの時点において、当該問題が解決されていない

と認められるもの

- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体が実施する競争入札において、指名停止等の措置を受けているもの
- (4) 租税その他の公課を滞納しているもの
- (5) 新宿区暴力団排除条例（平成 24 年新宿区条例第 59 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者がその経営に実質的に関与していると認められるもの
- (6) 無資格・無許可・無届など、法律要件を満たしていないもの
- (7) 広告に係る事業に関し行政機関の監督又は指導を受け、それに従わないもの
- (8) 無差別に電話勧誘する販売方法を専業としているもの
- (9) 官公庁や他企業などと誤認されるおそれのある名称を使用しているもの
- (10) 登記されていない法人の名称を名乗り、又は他人の名義で広告するもの
- (11) 活動実態のないペーパーカンパニー
- (12) その他関係法令に違反しているもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、部長等が不相当と認めるもの

（広告の対象に関する基準）

第 5 条 広告掲載をする広告は、その対象が次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切なもの
- (2) 無資格・無許可・無届など、法律要件を満たしていないもの
- (3) 個人情報の収集のみを目的とするもの
- (4) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 4 条の規定による景品類の制限若しくは禁止又は同法第 5 条の規定による不当な表示の禁止に違反していると認められるもの
- (5) いわゆる催眠商法、モニター商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、ネガティブ・オプション、点検商法など、不良商法とみなされる取引によるもの
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に基づき、連鎖販売取引又は業務提供誘引販売取引とされる取引によるもの
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (8) 国内の公営競技及び宝くじを除くギャンブル
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各項に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は接客業務受託営業
- (10) 法律に定めのない医業類似行為
- (11) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に定める貸金業
- (12) 商品先物取引、外国為替証拠金取引及び暗号資産取引等に関するもの
- (13) 特定投資家向け有価証券等のいわゆるプロ投資家向け金融商品
- (14) 手形割引業
- (15) 債権の取立て、示談の引受け等
- (16) 興信所、探偵事務所等
- (17) 占い、運勢判断に関するもの
- (18) 宗教団体による布教推進を目的とするもの（宗教団体の広告を含む。）
- (19) 政治団体による政治活動を目的とするもの（政党及び政治資金団体の広告を含む。）

- (20) その他関係法令に違反しているもの
- (21) 前各号に掲げるもののほか、部長等が不適当と認めるもの

(広告の内容に関する基準)

第6条 広告掲載をする広告の内容は、次に掲げる要件（公式ホームページにバナーを表示する広告については、第1号に掲げる要件を除く。）に該当するものでなければならない。

- (1) 広告主の正式名称、所在地及び電話番号が明示されていること。ただし、部長等が認めた場合にあっては、所在地及び電話番号の代わりに URL 等を表記することができる。
- (2) 広告の内容は、目的が明瞭で分かりやすい情報を正確に伝えるものであること。
- (3) 知的財産権、肖像権等を使用する場合は、その使用方法等が適正であること。
- (4) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
- (5) 自己又は自己の製品若しくはサービスと他者又は他者の製品若しくはサービスとを比較する表現を用いる場合は、具体的事実に基づく客観的根拠を明示すること（個人の感想などは認められない。）。
- (6) 無料参加型又は体験型の広告で、実費等の費用がかかる場合は、その金額を明示すること。
- (7) 名刺広告（個人又は法人の名称、所在地又は連絡先のみの周知を目的とするもの及び年賀、慶弔、時候その他これに類する挨拶を目的とするものをいう。）ではないこと。
- (8) 別表に定める業種別の基準に違反していないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部長等が別に定める基準に違反していないこと。

(広告の表現に関する基準)

第7条 広告掲載をする広告の表現は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 個人又は団体の主義主張に関する表現（自らの主義主張を表現せず、一方的に回答を要求するもの（公開質問状の類）を含む。）
- (2) 他者を誹謗し、中傷し、又は排斥するなど、人権を侵害し、差別を助長し、又は名誉を毀損するおそれがある表現
- (3) 次に掲げる表現その他の虚偽の表現又は虚偽と誤認されるおそれがある表現
 - ア 広告媒体と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確な表現
 - イ 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威付けようとする表現
 - エ 取引等に関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現
- (4) 非科学的な表現又は迷信に基づく表現で、人を惑わせ、又は不安を与えるおそれがある表現
- (5) いたずらに射幸心や購買心をあおる表現
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある表現
- (7) 国、地方公共団体及びその他の公共機関が推奨する商品又はサービスであると誤認されるおそれがある表現
- (8) 宗教性又は政治性のある表現（初詣、節分、七五三、クリスマスなど、習俗的な行

事として広く受け入れられているものを除く。)

- (9) 公の選挙又は投票の事前運動に該当し、又は該当するおそれがある表現
- (10) 次に掲げる法律の規定その他の広告に関する法令等に違反し、若しくは違反を誘発し、又はそれらのおそれがある表現
 - ア 不当景品類及び不当表示防止法第 4 条の規定による景品類の制限若しくは禁止又は同法第 5 条の規定による不当な表示の禁止
 - イ 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項
 - ウ 特定商取引に関する法律第 12 条
 - エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 5 から第 6 条の 7 まで
 - オ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条
 - カ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条
 - キ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から 68 条まで
 - ク 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 98 条
 - ケ 獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 17 条
 - コ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 31 条
 - サ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 20 条
 - シ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 37 条又は第 66 条の 10
 - ス 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 12 条の 7、第 12 条の 8、第 13 条又は第 14 条の 3
 - セ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 42 条
 - ソ 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 31 条
- (11) 国及び地方公共団体の行政運営を妨げる表現又はそのおそれがある表現
- (12) 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のない表現
- (13) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- (14) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- (15) わいせつ性を連想させ、又は想起させる表現
- (16) 人体、精神又は教育に有害な表現
- (17) 具体的事実に基づく客観的根拠を明示せず、自己又は自己が提供する商品若しくはサービスの優位性や絶対性を主張する表現
- (18) 前各号に掲げるもののほか、部長等が不相当と認める表現
(広告に掲載されるリンク先の内容に関する基準)

第 8 条 前 3 条の規定は、広告に掲載されるリンク先のウェブページについて準用する。

附 則

このガイドラインは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和元年 12 月 12 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

	業種	基準
1	ギャンブル	公営のギャンブルに係るものであっても、オッズ、配当金・当たり券予想又は攻略法を紹介する広告は掲載しない。
2	金融商品	(1) 将来の利益が確実であること又は保障されていることを誤認させる表現を用いてはならない。 (2) 利益について記載する場合には、予測に基づくものである旨を明示すること。 (3) 元本保証がないなどのリスクを、目立つように分かりやすく表示すること。
3	教育関連	(1) 海外留学の主催・あっせんを行う業者を広告主とする場合は、留学先の養育機関と連携しているなど実態が明確であり、かつ、旅行業法に抵触しないものに限る（旅行業者が主催する海外留学は、旅行広告扱いとなる。）。 (2) 学習塾、家庭教師派遣等、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に定める役務の提供業者は、契約に関わる概要書面と契約書面を契約者に交付し、又は開示している業者に限る。 (3) 合格率等の実績を掲載する場合は、実績年も併せて表示する。 (4) 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いた事業について、その実態、内容又は施設が不明瞭なものは掲載しない。 (5) 外国大学の日本校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学でない旨を明示する。 (6) 資格講座の広告において、それが民間資格である場合には、その旨及び資格を発行する団体名を明示する。 (7) 資格講座の広告において、国家資格における国家試験など、講座の受講のみによる資格の取得ができない場合には、その旨を明示する。 (8) 商品及び材料の売付けや資金集めを目的としている広告は、掲載しない。 (9) 授業料、受講費等が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示をしてはならない。
4	販売関連	通信販売については、会社概要、カタログ等を提出させ、その内容に照らして判断する。
5	人材派遣業	厚生労働大臣の許可又は届出の番号を明示すること。
6	求人広告	(1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等の関連法規を遵守しなければならない。 (2) 労働基準監督署長の許可を受けた企業を除き、年少者（満 15 歳未満の者をいう。）の者を求人する広告は、扱わない。 (3) 求人を装い、実際は出資者若しくは出資金の募集や商品を

		売り付けること、生徒の募集等を目的とするものは、扱わない。 (4) 広告主が職業紹介事業者である場合、厚生労働大臣の許可を受けた事業者であること。 (5) タレント、モデル、劇団員等を求人する広告であって、その内容が求人なのか養成所又は教室の生徒募集なのかが不明瞭なものは扱わない。
7	アルコール飲料	未成年者の飲酒禁止の文言を明示すること。
8	医療関連	(1) 医療法第6条の5から第6条の7までに規定する広告できる事項の範囲内で表示すること。 (2) 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)等について(平成30年5月8日付け医政発0508第1号)等の規定に違反していないこと。
9	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条に規定する広告できる事項以外は表示しないこと。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は表示しないこと。
10	医薬品・医療機器	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条までの規定及び医薬品等適正広告基準(平成29年9月29日付け薬生発0929第4号)その他関係規程に反しないこと。 (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。 (3) 広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の薬務担当部署において、広告内容が適法・適正であることについての了解を得ること。
11	獣医師・動物病院	獣医療法第17条の規定により広告することができる事項であること。
12	健康食品	(1) 健康増進法第31条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条、食品衛生法第20条その他関係規程に反しないこと。 (2) 広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。 (3) 広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の薬務担当部署及び食品担当部署において、広告内容が適法・適正であることについての了解を得ること。
13	エステティック	(1) 医師法(昭和23年法律第201号)等の関連法令に抵触するサービスを行っていないこと。 (2) 日本エステティック振興協議会を構成しているいずれかの業界団体に加入していること

14	介護サービス 高齢者福祉サービス	(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別して表示すること。 (2) 介護老人保健施設については、介護保険法第 98 条に定める広告制限に違反しないこと。 (3) 高齢者向け入居施設については、公的施設のほか、地方公共団体の指定又は認定を受けている施設であること。また、介護や食事サービスなど生活支援サービスが付いていない施設については、介護サービスではなく、一般の不動産として扱う。 (4) 有料老人ホームについては、厚生労働省指針に基づく事項を広告中に明示すること。 (5) グループホームについては、前号の規定を準用する。 (6) サービス付き高齢者向け住宅については、介護施設・有料老人ホームと誤認を与える表示は行わない。また、経営主体が医療機関であっても、医療又は病院の P R となる内容は表示しない。
15	不動産	(1) 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)、不動産の表示に関する公正競争規約(平成 17 年 11 月 10 日公正取引委員会告示第 23 号)その他の関連規定を遵守すること。 (2) 広告主(不動産事業者)の名称、所在地、許認可番号等を明記すること。 (3) 不動産の売買又は賃貸の広告については、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。 (4) 不動産の表示に関する公正競争規約及び同規約による表示規制に従うこと。 (5) 新築共同住宅の売買の広告には、新築工事を請け負った建設業者名を明記すること。また、建設業法第 22 条第 3 項の規定により、一括請負をした場合は、実際に施工した建設業者名も明記すること。
16	ウィークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
17	書籍、DVD、テレビゲーム、映画、興業等	(1) 広告だけでなく、商品の表現が第 7 条各号に該当しないことを条件とする。 (2) 書籍、DVD 等については市販を、映画、興業等については一般公開を行っており、又は行う予定であることを条件とする。 (3) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみ誇張した表現等は使用しないこと。 (4) 年齢制限など一部規制を受けるものは、その旨を明示すること。
18	墓地等	都道府県知事又は市区町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明示すること。

19	弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等	(1) 監督団体等の定める広告規制に基づいたものであること。 (2) 弁護士については所属する弁護士会の名称などの所属する監督団体を明示すること。 (3) 債務整理のみに関する広告は扱わない。
20	旅行業	旅行業法第5条第1項第2号に掲げる登録番号、所在地及び補償の内容を明示すること。ただし、補償については、広告に全て記載する必要はなく、詳細が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。
21	古物商、リサイクルショップ等	(1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物商許可番号を明示すること。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する市区町村長の許可を得ていない者は、廃棄物を処理することができる旨の表示はしないこと。
22	募金等	募金等に関する広告は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第114条の規定による認可その他厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていることとし、広告内にその旨を明示すること。
23	トランクルーム等	倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条に基づく国土交通大臣による優良トランクルームの認定を受けている者のみ取り扱う。広告内にはその旨を明示すること。
24	自動車等販売広告	(1) 自動車公正取引協議会の定める自動車公正競争規約に基づく適正な表示を行うこと。 (2) 販売価格を表示する際には、当該表示価格に、保険料、税金（消費税を除く。）、登録諸費用が含まれていないことを明記すること。
25	害虫駆除等	事前に会社概要書、サービス内容説明書、料金表等の提出を求め、その内容により判断する。
26	チケット等再販売	個々の相場、金額等の表示はしない。